

源平闘諍録全釈 (九―卷一上⑨ (一五才2) 一六ウ10)

早川厚一

【原文】

宮聞食此事ヲ引¹ 纏御殿籠² 寔見御歎ノ色深ク³ 御座ケル奉⁴ 後先帝近衛院ニ久寿秋ノ初ニ消同草ノ露ト応不聞⁵ 繫憂事⁶ 口惜事⁷ 被⁸ 思食⁹ 爰父ノ大臣被¹⁰ 恚¹¹ 申者以不随世¹² 而為¹³ 狂人¹⁴ 云既被¹⁵ 下詔命¹⁶ 畢無¹⁷ 申¹⁸ 子細¹⁹ 処只²⁰ 速²¹ 可有²² 入内²³ 也是偏²⁴ 助²⁵ 愚老²⁶ 御座²⁷ 孝²⁸ 行²⁹ 御計³⁰ 又不知此御末³¹ 有³² 王子御誕生³³ 君³⁴ 彼³⁵ (被³⁶) 崇³⁷ 国母³⁸ 御座³⁹ 愚老⁴⁰ 可被⁴¹ 云帝祖⁴² 家門⁴³ 栄花⁴⁴ 心⁴⁵ 可有⁴⁶ 雖誘申⁴⁷ 給⁴⁸ 無⁴⁹ 御⁵⁰ 心⁵¹ 又其比宮無何⁵² 御手習次⁵³ 書恚⁵⁴ 斯給

△宇幾布志爾沈哉終河竹世爾多免志奈起名於波流津
△何⁵⁵ 漏⁵⁶ 聞⁵⁷ 哀⁵⁸ 艷⁵⁹ 様⁶⁰ 謳⁶¹ 哥⁶²

【釈文】

宮、此の事を聞こし食し、引き纏¹きて、御殿籠²らせたまふ。寔に御歎³きの色深くぞ見えさせ御座⁴しける。先帝近衛院⁵に後れ奉りし久寿の秋の初めに、同じ草葉の露と消えたりせば、繫⁶る憂⁷き事をば聞かざらましと、口惜⁸しき事にぞ思し食⁹されける。

爰に父の大臣、愛¹⁰め申されけるは、「世に随はざるを以て狂人¹⁴と為¹⁵」と云へり。既に詔命¹⁶を下され畢¹⁷んぬ。子細¹⁹を申すに処無²⁰し。只速かに入内有るべきなり。是れ偏²⁴に愚老²⁶を助け御座²⁷す孝行²⁸の御計³⁰ひなり。又知らずや、此の御末³¹に王子御誕生³³有らば、君は国母³⁸と崇³⁷められ御座³⁹さば、愚老は帝祖と云はるべし。家門の栄花⁴⁴にや有るべからんと誘⁴⁵へ申したまふと雖も、御⁵⁰心⁵¹へも無⁵²し。

又其の比、宮、何と無き御手習の次いでに、斯く書き愛⁵³み給ひけり。

へうきふしに沈みや終てん河竹の世にためしなき名をば流しつ

△何⁵⁵ 漏⁵⁶ 聞⁵⁷ こえけむ、哀⁵⁸ れに艷⁵⁹ しき様⁶⁰ にこそ謳⁶¹ 哥⁶² せしか。

【校異・訓読】1 底本「纏」の偏、行人偏のように見える。「襪」は、同字（『異体字解読字典』二八七頁）。2 底本「而モ」とあるが置き字と見なし読まない。3 「申_{コト}」に従えば、この前後、「子細を申すこと処無し」と読むことになるが、「コト」の振仮名は誤りと見た。4 「彼」の左下に「被」。5 訓符が付されているが、ここは音符の誤りと解して読んだ。本文の近似する〈長〉にも、「謳歌せし」（五九頁）とある。

【注解】○此の事を聞_{コト}し食し 二代の後の先例はないとする諸卿の反対や、父帝後白河院の批判にも耳を傾けず、二条天皇が強引に入内の準備を進めていることを多子はお聞きになっての意。○引き纏_{カケ}きて 〈四〉引_{カケ}負_{カケ}（一九右）、〈延〉引_{カケ}カツキテ（四四ウ）、〈長〉曳_{カケ}かづきて（四五頁）、〈盛〉引_{カケ}カツキ（八七頁）。但し、中世古辞書に、「纏」の読み「かづく」は見当たらない。天文本『字鏡鈔』「纏 タスキ、ツラヌク、セニツラヌキ、ツラヌ、セニ」（一〇〇一）。○同じ草葉の露と消えたりせば 〈屋〉同。二条院崩御の折に一緒に死んでしまっていたならばの意。〈四・延・長・盛・覚・中〉「同草葉ノ露トキエ、家ヲモ出テ世ヲモ遁レタリセバ」（〈延〉四四ウ）。一緒に死に、出家していたならばと解しては、死んだ後に出家するというおかしなことになり、ここは、諸注釈に見るように、「同じ野原の露とも消えるか、または出家していたら」（〈全注釈〉上九五頁）と解することになるのだろうが、存疑。〈闘・屋〉は、傍線部を欠くため、そうした問題はない。○愛め申されけるは 底本「被_{ナクサツ}」申_{ナクサツ}者。「恚」は、〈全注闘〉（上―一〇五頁）が指摘するように、「愛」の古字（『異体字解読字典』二二五頁、〈名義抄〉法中八〇）。〈名義抄〉によれば、「恚」は「恚」と同字で、「メクム、オモフ」の読みがある。中世古辞書に、「なぐさむ」の読みは見当たらない。○『世に随はざるを以て狂人と為』と云へり… 諸本に見る多子への説得記事は、〈闘〉の記事を次のように六分割すれば、次のようになる。

① 『世に随はざるを以て狂人と為』と云へり。
 ② 既に詔命を下され畢んぬ。子細を申すに処無し。
 ③ 只速かに入内有るべきなり。
 ④ 是れ偏に愚老を助け御座す孝行の御計ひなり。
 ⑤ 又知らずや、此の御末に王子御誕生有らば、君は国母と崇められ御座さば、愚老は帝祖と云はるべし。
 ⑥ 家門の栄花にや有るべからん
 ①②③④⑤⑥の順に記すのが、〈四・闘・盛・南〉。〈屋・中〉は、①②③④の順、〈覚〉は、①②③④の順。〈延〉は、①②④⑤⑥の記事の後に、〈長〉は①②③④⑤⑥の記事の後に、次のaの記事が続く。
 a 大方カヤウノ事ハ此世二ツノ事ナラヌ上、天照大神ノ御計ニテコソ候ラメ。（〈延〉四五オ）
 ③を欠くのは、〈延〉のみ。〈延〉の④が「只偏ニ愚老ヲ…」と③の冒頭の「只速かに…」の「只」を記していることからすれば、〈延〉は③を脱落させた可能性があろう。孝行を強調する④を諸本が記すのは、父後白河院に常に背いた二条天皇の親不孝ぶりを強調することにもなる。○既に詔命を下され畢んぬ。子細を申すに処無し 勅命が下された以上、入内は避けがたいことになる。もし入内を拒否すれば、それは勅命に背くことになるし、さらに親不孝ともなることが次に明かされる。多子としては、いずれにせよ入内せざるをえない状況に追い詰められていくことになる。○愚老は帝祖と云はるべし 「帝祖」

とするのは、他に〈長・盛・南〉、〈四・覚〉「外祖」、〈延〉「外祖父」。「帝祖」は皇帝の祖父の意。「外祖」「外祖父」は、母方の祖父の意。〈名義抄〉「祖父 オホヂ」、「外祖父 母方ノオホヂ」（僧中五一）。必ずしも皇帝の祖父の意とは限らない。○有るべからん 「応」を「らん」とも読むことについては、本全釈七―九頁の注解「後に悪心無くは終までも栄ゆべしと覚えたり」参照。○何と無き御手習の次いでに 〈屋・覚〉同、〈四〉「無何 御手間捜」（二〇右）、〈延〉「只御泪ニノミ咽バセ給テ」（四五オ）、〈長〉「何となき御手習に」（四五頁）、〈南〉「何トナキ御手スサミノ次ニ」（五四頁）、〈中〉「おとゞの御返事かとおぼしくて、御硯のふたに」（三二頁）。「手習」は、習字の意だが、「何と無き」とするように、実際は、〈四〉「手まさぐり」、〈南〉「手すさみ」の意に近く、特に目的もなく手慰みに、浮き名を流すこととなった辛い思いを書き留めたたのである。その点、父実能への返事を書き留めたかとする〈中〉の場合は、そうした文脈からはやらずれていると言えよう。○うきふしに沈みやはてん河竹の 世にためしなき名をば流しつ 第二句、〈四〉「しづみやはてん」（二〇右）、〈延〉

【原文】

入内ノ日父ノ大臣供奉ノ上達都部出車ノ儀式不被及被心言宮ハ可物憂御出立疾不奉出遥深夜深向半扶乗御坐故有色
御衣不被召只白（自歎）御衣十五計被召参内給即承恩渡麗景殿御座常連奉勤朝政御座御有様也又清冷殿画図
障子有書（画歎）月所此近衛院幼帝渡御座当初無何御手間探書陰御座乍有少不更有被御覽思出先帝昔
恋御座右被思食連

思幾耶宇起身那賀良爾免具利記天同雲并能月越美無登平

此間御事共哀艶御有様也

「シツミモハテヌ」（四五オ）。「中」も同、「長」しづみもやらで」（五九頁）。「南・屋・覚」も同、「盛」「沈ミモハテ」（八八頁）、第五句「四」「名をばながして」、「延」「名ヲヤ流サム」（長・南・屋・覚・中）も同、「盛」「名ヲバナガシツ」。「沈哉終」は、「四」と同様に「沈みやはてん」と読んで良からう。「長・南・屋・覚」の「しづみもやらで」や、「盛」「沈ミモハテ」の場合、「うきふし」とは、夫近衛帝崩御のことを指そう。に対して、「四・闕」「沈みやはてん」の場合、今回の再入内のことを指し、「この辛い折に身を投げてしまおうか、比類のない汚名を流してしまふことになることよ」と解することになろう（四評釈）一一四九頁）。その場合、現在のことを「うきふし」と表現する点に無理が感じられるとする佐伯真一の見解もある（四評釈）一一五〇頁）。「延・中」も、このままでは解しがたいのではない。「ハテヌ」は、「四・闕」の「はてん」の訛伝とも、「盛」の「ハテ」の「不終」（例えば、「四」の異本静嘉堂文庫本に見る形）を、「ハテ」と読まず、「ハテヌ」と誤読した）の誤りとも考えられよう。

【釈文】

入内の日には、父の大臣、供奉の上達部¹（都）、出車の儀式、心も言も及ばれず。宮は物憂かるべき御出で立ちなれば、疾にも出で奉らず、遙かに夜深けて半ばに向かひてぞ扶乗せ御坐しける。故色²有る御衣を召されず、只³白き御衣十五ばかりぞ召されける。内に参らせ給ひしに、即て恩を承らせたまひて、麗景殿³に渡らせ御座す。常連⁴朝政を勧め奉り御座す御有様なり。又清冷殿の画図の障子に、月を書（画）きたる所有り。此れは近衛院の幼帝にて渡らせ御座しし当初、何と無き御手間探に書き陰し御座したりしが、有りしながらに少しも更らず有りけるを御覽せられけるに、先帝の昔を思ひ出だし、恋しくや御座しけむ、右こそ思し食し連けられける。

思ひきやうき身ながらにめぐりきて 同じ雲井の月をみむとは

此の間の御事共、哀れに艶しき御有様なり。

【校異・訓読】 1 「都」を見せ消ちとし、右に「部」と傍書する。2 「白」の右に「白敷」と傍書する。「白」が正しい。3 「麗」の付訓「シヤ」は、「麗」を「灑」と解したための誤読で、正しい読みを留めるものではないだろう。4 「右こそ」の結びとしては、「られけれ」とあるべきところ。

【注解】 ○入内の日には 入内は、永暦元年（一一六〇）一月二十一日（『帝王編年記』）。〈闘〉と同様に、入内当日の様子として記すのが、〈四・盛・南・屋・覚・中〉。〈延・長〉は、入内の日時が定まって以降、入内当日までの準備の様子として記す。〈延〉「既ニ入内ノ日時定ニケレバ、父大臣、供奉ノ上達部、出車ノ儀式、常ヨリモメツラシク、心モ詞モ及バズ出シ立テマイラセ給ヘリ」（四五オウ四五ウ）。傍線部の説明は、次項参照。 ○父の大臣、供奉の上達部、出車の儀式、心も言も及ばれず 〈闘〉の付訓によれば、「供奉の上達部の」となるが誤り。父公能は、お供の公卿や、出車の儀式など、入念に入内の準備をなされたの意。〈闘・盛〉の場合、「心も言も及ばれず」で文が終わるが、収まりが悪い。〈盛〉「父ノ大臣ハ、供奉ノ上達部、出車ノ儀式、心モ詞モ及ズ」（一一八八頁）。〈四・延・長・南・屋・覚・中〉のように、この後に、「出シ立テマイラセ給ヘリ」（前項に引用した〈延〉の傍線部）があるべきだろう。なお、『平家物語』諸本は、

再入内に対し、父公能が入念な準備をしたとするが、『今鏡』は、「二条の帝の御時、あながちに御消息ありければ、父大臣もかたがた申しかへさせ給ひけれども、忍びたるさまにて、参らせたてまつり給へりけるに」（全訳注中一六二六頁）と、父公能は、再入内を辞退しようとしたが、辞退しきれずに、人目につかないようひっそりと入内させたとする。『平家物語』の場合、公能は、二代の後という異常な事態には戸惑いながらも、「家門の栄花にや有るべからん」と娘を説得したように、今回の入内は、徳大寺家一門の期待を担ったものでもあった。〈盛全釈〉（六一四一～四二頁）参照。 ○宮は物憂かるべき御出で立ちなれば、疾にも出で奉らず 〈四・延・長・南・屋・覚・中〉同、〈盛〉なし。この一文は、次に記される、宮が夜更けて出で立つたことへの説明となる。次項参照。 ○遙かに夜深けて半ばに向かひてぞ扶乗せ御坐しける 当時の入内は夜に行われた。〈延全注釈〉の挙げる承保元年（一一六一）十二月十七日、藤原忠通の養女（実父は

徳大寺実能)の二条天皇への入内は亥刻(午後十時。『山槐記』)、承安元年(一一七二)十二月二日、平徳子(清盛の女)の高倉天皇への入内は戌刻(午後八時。『兵範記』)の他、寛仁二年(一一〇一)八月三日、藤原道長の女威子の一条天皇への入内は酉刻(午後六時。『御堂関白記』)、長暦三年(一一三九)十二月二十一日、藤原教通の女生子の後朱雀天皇への入内は「亥終」(『春記』)等である。このように、当時の入内は夜にかけて行われたのであるが、それを、『平家物語』は、気の進まない入内のため、多子は、急いでもお出にならず、そのため夜も更けた頃に、車にお乗りになったとするのである。〈盛〉が前項の一文を欠くのは、当時の入内が夜も遅く行われることに気付いたため削除したかとも考えられる。○故色有る御衣を召されず、只白き御衣十五ばかりを召される。〈四・延・長・盛・南・屋・中〉同、〈覚〉なし。例えば、堀河天皇に篤子内親王が入内した際には、「裏濃蘇芳御衣五、濃御単、同御袴、同打衣、上着梅花五重、上着黄菊五重、小打着赤色五重唐衣、白羅御袷也」という装束であった(『中右記』寛治五年十月二十五日条)。『平家物語』では、白の御衣は、気の進まない再入内への多子の心情を表現するものとして描かれているが、多子の着る衣装として、必ずしも特異なものではなかった。〈盛全釈〉の注解「色深キ御衣ヲバ不被召」「殊白御衣十五計ヲゾ召レケル」(六一四二頁)参照。○麗景殿 後宮の殿舎の一つだが、その位置は、弘徽殿と東西に向かい合う場所にあり、帝が清涼殿から通うには弘徽殿を通過してから訪れなければならず、弘徽殿や藤壺に比べ、やや奥まった存在であった(神作光一、一九頁)。身を隠すようにして入内しようとした多子にとっては、ふさわしい殿舎であったと言

えよう。○常連朝政を勤め奉り御座す御有様なり(四・延・盛・南・屋・覚・中)同、〈長〉なし。高宗崩御の後、始祖太宗の世を継いで経営した武后の功績は古今に類ないとする(関)において、多子もまた、二条天皇の治世を助けたとして描かれる。本全釈の注解「先帝崩御の後、太宗の世を相ひ継ぎて経営せしむること、其の功績古今にも類ひ無しとぞ言ひつべし」(八一二二頁)参照。○有りしながらに少しも更らず有りけるを御覧せられけるに(四・関・延・長)は、「清涼殿の画図の障子」に描かれた絵とするのだが、〈南・屋・覚・中〉は、巨勢金岡が描いた絵とする。その障子絵に、近衛院がまだ幼帝であった頃、いたづらがきしたものがまだ残されていたのを、宮は御覧になって、昔のことを懐かしく思い出したとする。しかし、宮が、二条天皇に再入内した時には、近衛幼帝時代の里内裏はいずれも焼じていて、『平家物語』が描くように障子絵のいたづらがきを宮が見て懐かしんだとする状況は考えがたい。〈盛全釈〉の注解「先朝ノ昔ヤ恋シク思食ケン：御イタハシケレ」(六一四九〜五〇頁)参照。○先帝の昔を思ひ出だし、恋しくや御座しけむ『平家物語』では、二条天皇は、常に父の仰せに背いた親不孝の天皇として描かれる。その二条天皇のもとに不本意ながらも嫁いだ宮にとって、懐かしく思い出されるのが、近衛天皇との結婚生活であったとする。このように、二条天皇は、「二代后」では近衛天皇と対照され、さらにこの後、孝子・賢王として描かれる高倉天皇と対照され、「二条院も賢王ニテ渡セ給ケルガ、御位ニ即セ給テ後ハ、『天子ニ父母ナシ』ト常ニハ被仰」テ、法皇ノ仰ヲモ用マヒラセ給ザリシカバ、本意ナキ事ニ思食タリシ故ニヤ、世ヲモシロシメス事モ程ナカリキ。サレバ継体ノ君ニテモ渡セ給

ハズ」（延）卷三一〇三オ（一〇三ウ）と批判される（早川厚一、一四六～一五〇頁）。○思ひきやうき身ながらにめぐりきて 同じ

直したのが『平家物語』であった。再入内した多子が身を寄せたのは、近衛院と共に暮らした御所であったとする伝承が早くからあったことは、『今鏡』に、「昔の御住居も同じさまにて」（全訳注『今鏡』中一

雲井の月をみむとは『今鏡』や『玉葉和歌集』によれば、この歌は、入内した多子が実際の月を見て昔を思い出して詠んだ歌であった。御

六二六頁）とあることから分かる。そうした素地があったからこそ、

所から見たその「同じ雲井の月」を、幼帝であった近衛院がいたずら

『平家物語』にみるような解釈が可能であったと言えよう。

【引用研究文献】

* 神作光一 『花散里』を読む（『源氏物語の鑑賞と基礎知識 花散里』至文堂二〇〇三・6）

* 早川厚一 『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』（和泉書院二〇〇〇・3）

【原文】

六 二条院崩御事

繫程永万元年（乙酉）春比^ヨ主上^ニ二条院御^ノ惱^レ之由聞^レ程^ニ其夏^ハ初^ニ事^外御御不^レ豫^ノ之間右大臣^ハ実能^ノ卿^ハ御娘之腹^ニ今上^ノ宮^ヲ成^シ一歳^ニ給^フ可奉立^ル皇子^ニ之由聞^レ程^ニ六月廿五日俄^ニ被^レ下^ル親王^ヲ宣^フ旨^ヲ即^チ其夜奉讓^ス御位^ニ無^ク何^レ天下^ヲ悼^ル有^ク様也^ヲ尋^テ我朝^ノ童帝^ヲ者^ハ人王^ニ五十六代清和天皇^ノ諱^ニ云^フ惟^仁九^ノ歳受^テ文德天皇^ノ之讓^ニ天安元年^ノ丁丑^ノ十二月七日於^テ大極殿^ニ有^リ御即位^ニ是^ハ和国童帝^ノ始也^ヲ振^テ旦周^ノ公^ハ旦代成^リ王^ニ於^テ南^ニ面^ニ准^テ被^レ行^フ政^ニ祖^ノ父^ノ忠^ニ仁^ノ公^ハ奉^テ扶^テ持^テ幻^ヲ主^ニ是^ハ撰^テ政^ノ始也^ヲ陽^ニ成^リ天皇^ノ諱^ニ云^フ貞^明九^ノ歳一^ノ条院七^ノ歳後^ハ一^ノ条院九^ノ歳是^ハ責^ニ付^テ善^ニ惡^ニ御^ノ心^モ長^ク有^リ分^ケ別^ノ方^ハ最^モ可^ク然^ル々^ノ鳥羽院^ハ五^ノ歳近^ニ衛院^ニ三^ノ歳有^リ御即位^ニ早^ニ脱^テ人^ニ申^テ合^フ此^ノ君^ハ諱^ニ云^フ順^仁僅^ニ成^リ一^ノ歳給^フ無^ク先^ニ例^ニ物^ノ騷^ル人^ハ皆^ニ申^ケ繫^レ程七月廿二日新院^ハ二^ノ条院^ノ下^ニ位^ニ後^ニ纒^ニ申^テ并^ニ余^ハ日^ト有^リ御隱^ニ哀^ニ哉^ニ昨日^ハ当^テ帝^ノ昇^テ十^ノ善^ノ宮^ニ位^ニ声^ニ花^ヲ今日^ハ新院出^テ九重^ノ玉^ノ棲^ニ潦^ニ倒^テ父^ノ御年^ハ廿三^ノ御子^ハ纒^ニ二^ノ歳生^テ云^フ老少^ノ前後^ニ世^ニ浅^ニ猿^ノ御事^也

【釈文】

六 二条院崩御の事

繫^かる程^に、永万元年^{（乙酉）}の春^{（よ）}の比^{より}、主上^{（二）}二条院御^{（ノ）}惱^{（レ）}の由^{（聞）}程^{（に）}、其の夏の初めには事の外に御不^{（ふ）}豫^{（ノ）}に御す間、右大臣^{（一）}実能^{（ノ）}卿^{（ハ）}の御娘の腹に、今上の宮の二歳に成らせ給ふを、皇子に立て奉るべき由聞こえし程に、六月廿五日、俄に親王の宣旨を下されて、即て其の夜御位を譲り奉りき。何と無く天下悼^{（あは）}てたる有様なり。「我が朝の童帝^{（とうてい）}を尋^{（た）}ぬるに、人王五十六代清和天皇へ諱^{（な）}を惟^{（これ）}仁と云ふ」九歳にて文德天皇の譲り

を受け、天安元年〔丁丑〕十二月七日、大極殿にて御即位有り。是れは和国童帝の始めなり。振旦の周公旦の成王に代はり、南面にして政を行はれしに准へて、祖父忠仁公、幼（幻）主を扶持し奉る。是れ摂政の始めなり。陽成天皇〔諱を貞明と云ふ〕九歳、一条院七歳、後一条院九歳、是れは責めて善悪に付けて御心も長く、分別の方も有りければ、最も然るべし。然るに、鳥羽院は五歳、近衛院は三歳にて御即位有りしを、「早晚（脱）なり」と人申し合へりしに、「此の君は諱を順仁と云ふ」僅かに二歳に成らせ給ふ。先例無し、「物騒がし」とぞ人皆申しける。繋りし程に、七月廿二日、新院〔二条院〕位を下りて後、纔かに卅余日と申すに御隠れ有り。哀れなるかな、昨日は当帝、十善の宝位に昇りて声花なりしに、今日は新院、九重の玉の棲を出でて潦倒る。父の御年は廿三、御子は纔に二歳。老少前後と云ひながら、世に浅猿き御事なり。

【校異・訓読】 1 訓符と意読みの「ノウ」が混淆したケース。2 付訓「ニ」に従えば、「尋めるに」と読むこととなるが、「尋我朝童帝者」によれば、「盛・屋・覚」のように、「尋れば」（覚）上二三頁とも読める。3 〈底〉「三歳」。4 〈底〉「有」。5 〈底〉「物騒」。送り仮名「ク」を活かせば、この前後、「先例無し」とて、物騒がしくぞ人皆申しける」とも読めるが、ここは掲出のように読んだ。〈盛〉「是ハ僅ニ二歳、イマダ先例ナシ、物騒シクゾ覚エシ」（一―九一頁）とあるが、〈鬪〉のように人が申し合った内容ではない。〈延〉の「是ハ僅ニ二歳、未ダ先例ナシ、物騒シ」ト云ヘリ」の形に倣った。

【注解】 ○永万元年〔乙酉〕の春の比より、主上二条院御悩の由聞こえし程に： 二条院不予の記録を残す『顕広王記』によれば、二月半ば頃に発病し、その後平癒はしたものの、四月以降になると天皇不予関連の記事が多くなるように、夏以降に病は重くなつたようである。 ○右大臣実能卿の御娘の腹に 〈四〉「大蔵の大輔志岐の兼守娘の腹」（二二右）、〈延〉「大膳大夫紀兼盛ガ娘ノ腹ニ」（四六オ）、〈長〉「大膳大夫かねなりが娘のはらに」（六〇頁）、〈盛〉「大蔵太輔紀兼盛ガ娘ノ腹ニ」（九〇頁）、〈南〉「大蔵権大輔紀ノ兼盛ガ娘ノ腹ニ」（五八頁）、〈屋〉「大蔵大輔イキノ兼盛ガ娘ノ腹ニ」（三四頁）、〈覚〉「大蔵大輔伊吉兼盛ガ娘の腹に」（三三頁）。『顕広王記』永万元年（一一六五）六月二十五日条裏書には、「年二歳、依養育中宮為一宮有此事」歟。母大蔵大輔伊岐致遠法師女子也、「百練抄」六月十七日条には、「於関白第定立太子事」。今上第二皇子。去年誕生。母故左大臣実

能公女。実大蔵大輔藤原義盛女。継母中宮〔育子〕養為子とある。工藤浩台によれば、六条天皇の生母である伊岐氏は、低い出自であったため、『愚管抄』が六条の母について、「御母ハタレトモサダカニキコエズ」（旧大系二四一頁）と記し、天皇家の系図や記録に六条の母を空欄にしているもの（『日本皇帝系図』等）や、養母であるはずの中宮育子を実母であるかのように記載しているもの（『本朝皇胤紹運録』『二代要記』『帝王編年記』等）があることから、伊岐氏が、公には天皇生母として認識されていなかったかとする（四四頁）。なお、伊岐善盛（致遠）は、徳大寺家の家司で、故に、その娘を、徳大寺左大臣実能の女として、二条院に侍らせることになったと考えられる（佐伯智広一〇五―一一一頁）。 ○皇子に立て奉るべき「皇子」〔四・延・長・盛・南〕「皇太子」〔屋〕「太子」〔覚・中〕「太子」。当初皇太子に立てる予定であったが、二条天皇の病重く、急遽讓位が行われるこ

ととなった。「讓」位於第二親王順仁。〈二歳〉先雖可立坊、依主上御不予危急、俄有「此儀」。二歳例、今度始之」（『百練抄』六月二十五日条）。○六月廿五日、俄に親王の宣旨を下されて、即て其の夜御位を譲り奉りき。〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉同。六月二十五日丑刻に、讓位の事があり、劍璽が皇子順仁（六条）の御所土御門高倉亭に渡されている。「讓位事。丑刻、渡璽劍於第二皇子御所土御門高倉亭、近日可立太子有儀、及今日俄改讓位也」（『顯広王記』六月二十五日条）。○我が朝の童帝を尋ぬるに：以下は、この後に、「とぞ人皆申しける」とあるように、「人皆」が申した内容となる。〈延〉の場合も、「我朝ノ童帝」から「物騒シ」までを、「ト云ヘリ」と締め括る会話文と解しうるが、〈延全注釈〉は、「鳥羽院五歳」から会話文とする。に対して、〈闘〉の場合は、その箇所を「然るに、鳥羽院は五歳…」と続けることから、会話文の初めを「我が朝の童帝を尋ぬるに：」からと解することになる。〈闘〉と同様に、「我が朝の童帝を尋ぬるに：」から会話文とするのは、他に〈屋・覚・中〉。但し、〈屋・覚〉は、「其時の有職の人々申あはれけるは」と会話文であることを明示するものの、その会話文は、「物さはがしともおろかなり」（〈覚〉上133頁）と唐突に終わる形になっている。○人王五十六代清和天皇〈諱を惟仁と云ふ〉九歳にて文徳天皇の譲りを受け。〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉同。但し、「人王五十六代」「諱を惟仁と云ふ」は、〈闘〉の独自異文。その独自記事は、〈闘〉に見られる一連の注記記事と考えられる。特に会話文の中に、諱の注記記事が記されることは、〈闘〉本文が、語られる本文として生成したものでないことが明らかとなる。なお、諱の注記記事につ

いては、本全釈五「仁平三年〈癸酉〉」の注解（九〇頁）、本全釈六「奈良の御門の御時〈諱を勝玉聖武天皇と云ふ〉」の注解（二二頁）参照。○天安元年〈丁丑〉十二月七日、大極殿にて御即位有り。清和天皇の即位年月を記すのは、他に〈盛〉。〈盛〉「天安二年八月」（九一页）。天安二年が正しい。天安元年の干支は丁丑で正しいが、二年の干支は、戊寅。故に、「元年」は、「二年」の誤写ではない。清和天皇は、天安二年（八五八）八月二十七日受禪し、同十一月七日即位した。『愚管抄』「清和 十八年 諱惟仁。水尾御門ト申。天安二年八月廿七日受禪。〈九〉嘉祥三年月日立坊。〈一歳〉。文徳ノ第四子。貞観六年正月一日元服。母皇太后藤原明子。〈忠仁公女。染殿ノ后ト申。〉…撰政太政大臣藤原良房。〈忠仁公。白川殿。日本国幼主撰政此時始也。天安二年十一月七日即位ノ日也。〉」（旧大系八三頁）。『歴代皇紀』「天安二年八月廿七日嗣祚。元東宮。十二月七日即位於大極殿。年九歳」。○是れは和国童帝の始めなり。〈闘〉の独自本文。注釈的記事。○南面にして政を行はれし「政を」、〈四〉同。〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉「一日万機ノ政ヲ」（〈延〉四六ウ）。諸註釈が指摘するように、周公旦の故事が『史記』周本紀に、「南面にして」が『易経』に、「一日万機ノ政」が『尚書』に拠ることからすれば、〈四・闘〉の「政を」は「一日万機の」が略された形か。○陽成天皇〈諱を貞明と云ふ〉九歳：「最も然るべし」まで、〈闘〉の独自異文。清和天皇以降、鳥羽天皇以前の天皇の中で、十歳未満で即位した天皇を抜き出したもの。『愚管抄』陽成 八年 諱貞明。貞観十八年十一月廿九日受禪。〈九〉（旧大系八四頁）。○一条院七歳 一条院は、ここが初出。ここには、諱は付されず、この後の「東宮立」に、「但寛和二年〈丙戌〉六月廿

一日一条院〈諱云懐仁〉七歳御時於大極殿有御即位」(卷上一八ウ)と諱が記される。『愚管抄』「一条 廿五年。諱懐仁。寛和二年六月廿三日ニ受禪。〈七〉(九四頁)。○後一条院九歳 現存闕」に見る後一条院の記載はこのみ。後一条院の場合も、諱が記されない。『愚管抄』後一条 廿年。諱敦成。長和五年正月廿五日受禪。〈九〉(九八頁)。なお、これ以外に、八歳で即位した朱雀天皇の例がある。誤脱か。『愚管抄』朱雀 十六年。諱寛明。延長八年九月廿一日受禪。〈八〉(八八頁)。○是れは責めて善惡に付けて御心も長く、分別の方も有りければ、最も然るべし 陽成天皇・一条天皇・後一条天皇の場合には、少なくとも善いこと悪いこといずれにおいても心も略く分別の方もあるので、その即位は全く問題ないの意。この事例などからも、七歳以降の子供は、認識能力においても大人と質的に同等の存在となることが期待され始めていたことが推測できる(松本昭彦三頁)。○然るに、鳥羽院は五歳、近衛院は三歳にて御即位有りしを、「早晚(脱)なり」と人申し合へりしに 諸本同。〈延〉「鳥羽院五歳、近衛院三歳ニテ御即位アリシヲコソ、トシト人思ヘリシニ」(四六ウ)。底本の「早晚」は、この後に「早晚」の用例があるように、「早晚」の誤写。『饅頭屋本節用集』に、「早晚」(五本对照節用集)。前項に見るように、恐らくは六歳までの天皇の即位が「早晚」と非難されることになる。○此の君は〈諱を順仁と云ふ〉僅かに二歳に成らせ給ふ。先例無し 六条天皇の諱が順仁、一歳での即位は先例がないこと、いずれも正しい。『百練抄』「廿五日讓位於第二親王順仁」(二歳)。先雖可有立坊、依主上御不豫危急、俄有此儀。二歳例、今度始之」(永万元年八月)。○七月廿二日、新院(二条院)位を下りて後、纒

かに卅余日と申すに御隠れ有り 二条院崩御について、〈四〉「翌日廿八日」(二三右。但し、昭和女子大本の「翌月」が正しい)、〈延〉「同七月廿八日」(四六ウ)、〈長〉「閏七月廿八日」(四七頁。「閏」は、「同」の誤り)、〈南〉「次日廿八日」(五九頁。新帝即位を「七月廿七日」とし、その次の日)、〈屋・覚〉「同七月廿七日」(覚)三四頁、〈中〉「同じ廿八日」(三四頁)。二条院の崩御は、七月二十八日のこと。『顯広王記』「去暁、新院遂以崩押小路東洞院亭、御年廿三、去三月以後于今不予也」(永万元年七月二十九日条)。〈闕〉「七月廿二日」は、『愚管抄』が「元年七月廿一日崩御」(一一三頁)とするように、依拠資料にあつた間違いを引き継いだものであろう。○哀れなるかな、昨日は当帝、十善の宝位に昇りて声花なりしに：「世に浅猿き御事なり」まで、〈闕〉の独自異文。「当帝」は、二歳で即位した六条天皇のこと。〈延・長・盛・中〉「天下憂喜相交テ取敢ザリシ事也」(延)四七オ。「憂喜」は、二条院の崩御と六条天皇の即位とを指す。〈南・覚〉「御歳廿三、つぼめる花の散れるがごとし。玉の簾錦の帳のうち、皆御涙にむせばせ給ふ」(覚)上―三四頁)。○今日は新院、九重の玉の棲を出でて潦倒る 「新院」は、二条院、「九重の玉の棲」は院御所を指す。ここは、二条院崩御の婉曲的な表現。「潦倒」の読み、へ全注闕」は「ヲチブル」と読み、『文明本節用集』「落魄ヲチブル或作潦倒」を引く。但し、「潦倒」の意味には、「老衰」を指すことが多く、当該の意味としてはふさわしくないとし、「潦」には路面をあふれて流れる「にわたみず」、つまり長雨の意味があることから、溜まり水があふれる状態、つまりそれは天子の死を意味すると解する(上―一一二―一一三頁)が存疑。『黒川本色葉子類抄』「潦倒」(ラウタウ)ホ、ク、ホ、

ケタリ」（上三九オ）、〈名義抄〉「潦倒 ホ、ケタル、ユヒタル」（仏上二三）。「和漢朗詠集」昔為京洛声華客 今作江湖潦倒翁（昔は京洛声華とはなやかなる客たり 今は江湖の潦倒とおちぶれたる翁となりたり）。「潦倒」は、「零落飄泊するさま。よぼよぼ」（旧大系二三七頁）の意。ここは、次節に二箇所にわたって重複する形で、二条院の葬送の場面が次のように記されることと関わりう。「何つもある御行の事を今日問へば……」の和歌の前後に、同文の「玉台を棲と為て御座しける君の、草村を宿と為て御座す」と記される。「潦倒る」は、「草村を宿と為て御座す」と関わりう。とすれば、「潦倒る」は、「お

ちぶる」と読み、二条院は、これまでの華やかな院御所を出て、今は草村を住処とする―その零落ぶりをここでは言うのであるう。そうした二条院に対すこうした視線は、世の無常に対する思いと共に、これまでに見てきた二条院への批判的な言説とも関わりうのではなからうか。○父の御年は廿三、御子は纔に二歳。老少前後と云ひながら

【引用研究文献】

- * 工藤浩台「鎌倉期女院乱立の一前提―「准后之人直院号」ルートの創出―」（年報三田中世史研究一一、二〇〇四・10）
- * 佐伯智広「徳大寺家の莊園集積」（史林八六―1、二〇〇三・1）
- * 松本昭彦「中古・中世文学に見る「七歳」の意味―小学校満六歳入学制の淵源として―」（三重大学教育学部研究紀要五九、二〇〇八・3）

【原文】

同八月七日香隆寺¹良（良歟）連台野²辺³船岡山奉送勞哉忝哉玉台為棲御座君⁴草村⁵為宿⁶御座寔⁷無益世界本藏⁸聖人折節参会右思次⁹（へ）何有御行¹⁰事今日¹¹問¹²公¹³限¹⁴聞¹⁵悲¹⁶）
 読¹⁷黒染袖汐¹⁸理¹⁹覚²⁰舟岡山御巔²¹申²²勞哉忝哉玉台為棲御座君²³草村²⁴為宿²⁵御座寔²⁶無益²⁷世界也近衛大宮立²⁸二代后²⁹給不御座指³⁰御幸³¹又早晚奉後³²此君³³給急³⁴降御髮³⁵御座³⁶聞³⁷

【釈文】

同じき八月七日、香隆寺の¹良（良）連台野の²辺りに、船岡山に送り奉る。勞しきかな、忝なきかな、玉台を棲と為て御座しける君の、草村を宿と為て御座す。寔に益無き世界なり。

本藏の聖人、折節参会して、右ぞ思ひ次ける。

³へ何つもある御行の事を今日⁴問へば 今を限りと聞くぞ悲しき

と読みつつ、墨(黒)染の袖を汐り会へり。理とぞ覚えける。舟岡山の御巔と申すなり。勞しきかな、忝きかな、玉台を棲と為て御座しける君の、草村を宿と為て御座す。寔に益無き世界なり。

近衛の大宮は、二代の后に立たせ給ひたりしかども、指したる御幸ひも御座さず。又早晚此の君にも後れ奉り給ひしかば、急て御髪を降ろし御座しけるとぞ聞こえ(へ)し。

【校異・訓読】1「良」の右に、朱で「良歎」と傍書。朱による傍書は、本文書写後、音符・訓符が付される際に付されたのであろう。2「辺」。3「は」は衍字か、あるいは「船岡山に」の「に」が紛れたものか。3行頭に割注の形で和歌が引用される。和歌を引用するため行替えされたのではなく、前文の「右思次」に直接続く形と解すべきだろう。〈闘〉で和歌が割注の形で引用されるのはこのみ。本全釈五の注解「優にぞ」(三三四頁)参照。4「問へ」から行替えされる。当該注解参照。

【注解】○同じき八月七日、香隆寺の良蓮台野の辺りに、船岡山に送り奉る。〈闘〉に近似するのが、〈四〉「同年。八月七日香隆寺。良於蓮台野に有御葬送」(二二右〜二二左)と、〈南・屋・覚・中〉「やがて其夜香隆寺のうしとら、蓮台野の奥、船岡山におさめ奉る」(三四頁)。一方、〈延・長〉は「同八月七日、香隆寺ニ白地ニ宿シ進セテ後、彼寺ノ良ニ蓮台野ト云所ニ奉納」(〈延〉巻一四七オ)とする。以上からすれば、〈闘〉は、「香隆寺の良蓮台野の辺り、船岡山に送り奉る」と読むべきだろう。【校異・訓読】2参照。〈闘〉が船岡山に触れる点、〈南・屋・覚・中〉に近い。に対して、〈延・長〉では、二条院の遺体を香隆寺に一時安置した後、蓮台野へ納めたとする。『顕広王記』「先皇御葬送也〈高隆寺原〉。其礼不似前々、人数不幾云々。公卿九人、殿上人少々云々」(八月七日条)。『百練抄』「新院崩(廿三)。葬香隆寺北」(七月二十八日条)。さらに、『百練抄』には、五年後の嘉応二年(一一七〇)五月十七日条に、「二条院御骨、自香隆寺本堂・渡三昧堂。件堂、以二条皇后(皇居)が良いか)崩御殿。左大臣渡造之」とある。『顕広王記』『百練抄』によれば、二条院の葬

送は、八月七日に、香隆寺の北東に当たる船岡山から衣笠山にかけての蓮台野付近で茶毘に付した後、遺骨を香隆寺に納めておき、五年後の嘉応二年に三昧堂に改めて納骨されたのであろう。故に、〈延・長〉は、一度香隆寺に安置した後、蓮台野で茶毘に付したところまでを記述するのであろう。に対して〈四・闘・南・屋・覚・中〉の記述では、香隆寺は蓮台野の位置を示す役割しか与えられておらず、葬送において香隆寺の果たした役割が分からなくなってしまう。〈延全注釈〉の注解「香隆寺ニ白地ニ宿シ進セテ」(巻一一二七〇〜二七二)、〈盛全釈〉の注解「左中将頼定朝臣御骨ヲ奉懸、香隆寺ニ渡シ入奉ル」(六一六一〜六一二頁)参照。また、〈盛〉は、衣笠岡で茶毘に付した後、香隆寺に納骨するまでを詳細に記す。○勞しきかな、忝きかな、玉台を棲と為て御座しける君の、草村を宿と為て御座す。寔に益無き世界なり。〈闘〉の独自異文。この後、「何つも有る……」の和歌の後にも、全くの同文が繰り返される。この本文は、二条院崩御記事の締め括りでもある和歌の後にあるのが本来の形であろう。なお、当該記事は、前節の「今日は新院、九重の玉の棲を出でて潦倒る」と接続しよ

う。その記事が〈闘〉に増補された際に、当該記事と併せて取り込まれたのであろう。「益無き」は「やくなき」と読んだが、〈四〉には「最度無^ク益被^レ思^ハ」（〈四全釈〉巻九一―一三〇頁）との用法も見え、これも「益無^キき世界なり」とも読めようか。○本蔵の聖人 次に引く歌を、〈四・盛・覚〉は、高倉院葬送の折のこととし、澄憲の歌とする。に対して、〈闘・延・長・南・屋・中〉は巻一に置き、二条院葬送の折の歌とする。歌の作者は〈闘〉の「本蔵の聖人」の他、〈延・長・南〉「長方」〈屋〉「降憲」、〈中〉「祇園の別当てうけん」とする。『千載集』巻九・哀傷によれば、二条院葬送の折の澄憲の歌。「二条院かくれさせ給うて御わざの夜よみ侍ける 法印澄憲 つねに見し君がみゆきをけふ問へば帰らぬ旅と聞くぞかなしき」。『月詣和歌集』巻十・哀傷・九六七では、二条院葬送時の降憲の歌とする。降憲は澄憲の誤りだが、〈屋〉と一致する。紛れやすい用字のためだろう。高倉院葬送の折のこととする〈四・盛・覚〉は、二条院が父後白河院の意に背いた親不孝な帝であったため、その哀傷歌を、孝子・賢王として描かれる高倉院の葬送記事に転用したと考えられる。なお、本蔵の聖人については不明。次項参照。○何つも有る御行の事を今日問へば 今を限りと聞くぞ悲しき 当該歌がなぜ割注の形で引用されるのか不明。但し、割注の形ではないが、行を替えずに二字ほど空けて和歌が記される事例は、二例有る。共に巻二下「十九 讃岐院追号事」に引かれる例で、一つは、「無^キ其御跡形^ニ哀^モ覚^セ 給^テ」に続けて、「松山^ニ流^レ浪^来 船^ノ」(三九オ)の歌が引かれる例、今一つは、「思^連斯[」]に続けて、「吉哉君昔^ノ玉^ノ床^爾」(三九オ)の歌が引かれる例である。また、割注の形で記される当該歌が、下に十分な余白があるにもか

わらず、下の句からではなく、上の句の途中の「問へば」から行が替えられる理由も不明。恐らくは、原本の形を留めるものであろう。なお、〈闘〉の歌句は、諸本の中でもかなり特異なもの。〈延〉「ツネニミシ君ガ御幸ヲケサトヘバ帰ラヌ旅ト聞ゾカナシキ」(巻一―四七オ)。「延」の歌句と対照させると、異同のある歌句は〈闘〉を除く、初句〈中〉「昨日見シ」、三句〈四〉「今日ヨリハ」、〈盛・屋・覚・中〉「今日トヘバ」。〈闘〉の歌句が、諸本に比してかなり改変されているその理由は判然としないが、「本蔵の聖人」という正体不明の人物を読み手とし、初句の「何つも有る」のように歌語らしくない語を用いている事からすれば、人物を含めて意図的な改変が施された可能性がある。○舟岡山の御巖と申すなり 先の「船岡山に送り奉る」とする記事に合致するが、二条天皇の陵がその頂にあるという伝承の入手経路は未詳。二条院の陵は、「等持院の東にあり、正式には二条天皇香降寺陵という」(平凡社地名・京都市)四九八頁)。○指したる御幸ひも御座さず 〈盛・南・屋・中〉同。「御幸」を、〈盛〉同(但し、近衛本「御さいはひ」、蓬左文庫本「御幸」、静嘉堂文库本「御幸」、〈南〉「御幸」(上一六〇頁)、〈屋〉「御幸」(三六六頁)、〈中〉「御さいわい」(三四頁)。「闘」も「御幸ひ」と読んで良からう。再入内を拒否する多子に、父の公能は、「此の御末に王子御誕生有らば、君は国母と崇められ御座さば、愚老は帝祖と云はるべし。家門の栄花にや有るべからん」と説得したが、皇子や姫君の誕生もなくの意。○早晚此の君にも後れ奉り給ひしかば、急て御髪を降ろし御座しけるとぞ聞こえし 多子の出家のことを記すのは、〈延・長・盛・南・屋・中〉同。『顕広王記』十二月二十七日条「太皇太后宮御出家(年廿六)」。出家は暫くして後

のことであつた。

(本稿は、二〇一三年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである)